

琴平町高齢者保健福祉計画・ 第9期琴平町介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度) 【概要版】

● 計画の概要

● 計画策定の背景

我が国において、2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年であり「5人に1人が75歳以上」という超高齢社会が到来します。また、2040年には、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が65歳以上となるため、高齢者は約3,930万人（高齢化率34.8%）に達すると推計されています。

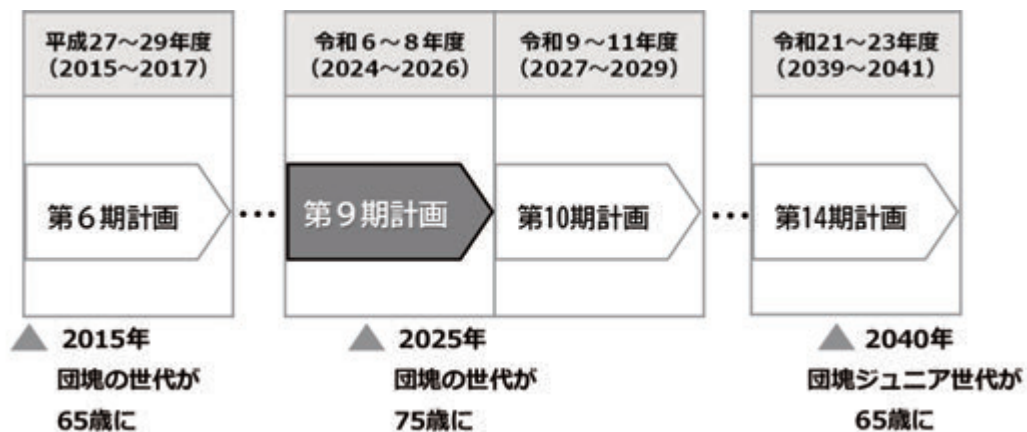
本町においても高齢化は進んでおり、後期高齢者（75歳以上）の増加に伴って要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

こうした背景を受け、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を中長期的な視点から持続可能な形で深化・推進するために、新たな計画となる「琴平町高齢者保健福祉計画・第9期琴平町介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）を策定します。

● 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



● 計画の基本理念と基本的な視点

● 基本理念

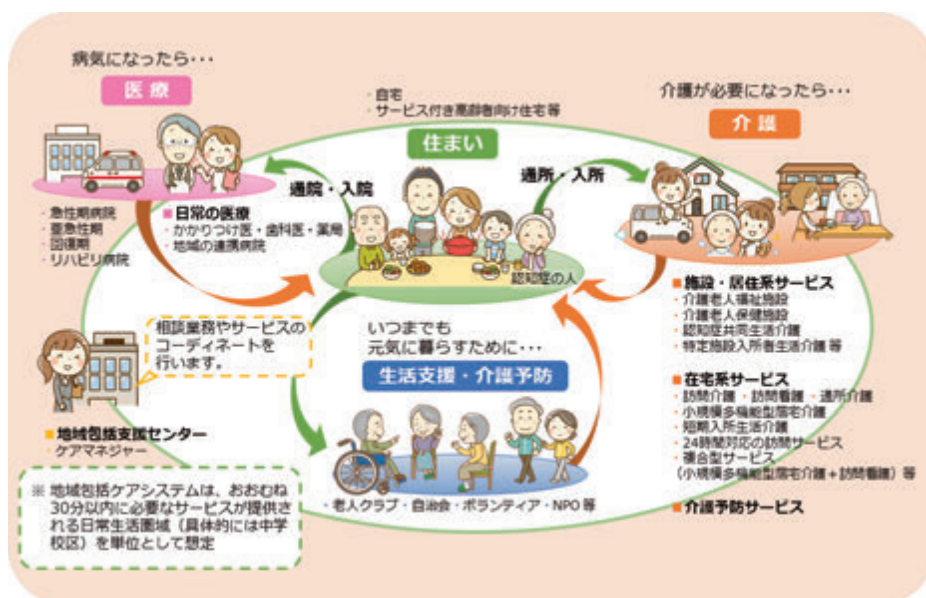
高齢者が健やかでいきいきと ともに暮らせるまち

● 基本的な視点

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本的な視点を定めます。

基本的な視点1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向けた取組として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な取組を進めます。



基本的な視点2 介護予防と地域づくりの推進

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、心身の健康が第一です。

高齢期になってもフレイル(虚弱)状態や要介護の状態にならないで人生を過ごせるよう、健康づくりと介護予防に関する取組を推進するとともに、高齢者が社会の担い手として活躍できるように、就労の場や地域活動の機会を支援します。

基本的な視点3 介護保険サービスの基盤整備と質の向上

介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護に対するニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化等、介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された社会保険制度が「介護保険制度」です。

介護が必要な状態になった際には必要なサービスを受けられるよう、ニーズに応じたサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保や質の向上に関する取組や介護保険制度の適正な運営にも努めます。

● 施策の展開

(1) 地域包括ケアの強化

●高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、医療・介護連携の強化を推進し、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

(2) 介護予防・健康づくりの推進

●介護予防や自立支援に向けた健康づくりやリハビリテーション等について様々な施策を展開するとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施についても検討し、効果的な事業の運営をめざします。

(3) 認知症施策の推進

●認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう、認知症施策推進大綱及び「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）や様々な機会により普及啓発を実施するとともに、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

(4) 高齢者を支える環境の充実

●生活支援コーディネーターを中心とした地域資源の把握や分析、関係機関や住民とのネットワークが構築されつつあります。

現在の取組を継続し、住民や民間事業所等との協働・連携により、高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

(5) 快適な生活環境の整備

●公共施設等のバリアフリー化や新たな移動手段の充実、適切な住宅改修、状況に応じた高齢者向け施設の提供体制の確保等、高齢者が暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

(6) 生きがいくりの推進

●高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労や地域活動等の機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、高齢者の自主運営団体である老人クラブに対する活動を支援します。

(7) 介護保険サービスの充実と質の向上

●介護保険サービスの充実や情報提供を行います。また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

(8) 介護保険事業の適正な運営

●介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組みます。

(9) 権利擁護の推進

●高齢や認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、地域包括支援センターと関係機関との連携を図り、成年後見制度の利用につなげる等の支援を行います。

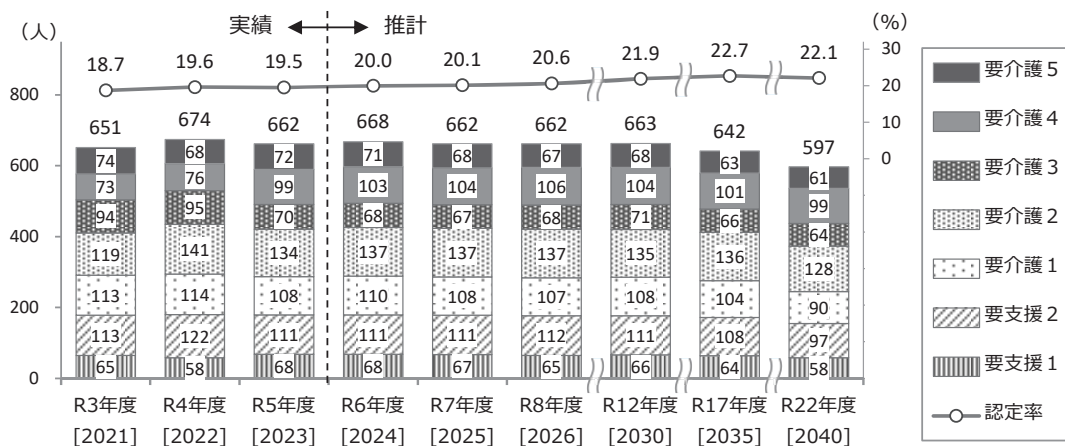
(10) 生活安全対策の推進

●犯罪や詐欺被害の防止、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めます。
また、新型コロナウイルス等、あらゆる感染症対策を推進し、高齢者の日常や非常時・緊急時の安全を確保します。

● 第9期介護保険事業計画

● 第1号被保険者の認定者数及び認定率の推移と推計

令和5年9月時点では、認定者数は662人、認定率は19.5%となっています。推計では、令和12年ごろまで認定者数は横ばいであり、それ以降は減少する見込みとなっています。



(資料) 見える化システムによる自然体推計

● 第1号被保険者介護保険料の設定

第9期における第1号被保険者の保険料は以下の表のとおりです。

■ 介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率 ■

段階	保険料率	対象者	年間保険料
第1段階	基準額×0.285	生活保護受給者、町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,700円
第2段階	基準額×0.485	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	33,500円
第3段階	基準額×0.685	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,400円
第4段階	基準額×0.90	町民税課税世帯のうち本人非課税で、合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	62,200円
第5段階	基準額×1.00	町民税課税世帯のうち本人非課税で、合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	69,200円
第6段階	基準額×1.20	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	83,000円
第7段階	基準額×1.30	町民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	89,900円
第8段階	基準額×1.50	町民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	103,800円
第9段階	基準額×1.70	町民税本人課税者（合計所得金額320万円以上420万円未満）	117,600円
第10段階	基準額×1.90	町民税本人課税者（合計所得金額420万円以上520万円未満）	131,400円
第11段階	基準額×2.10	町民税本人課税者（合計所得金額520万円以上620万円未満）	145,300円
第12段階	基準額×2.30	町民税本人課税者（合計所得金額620万円以上720万円未満）	159,100円
第13段階	基準額×2.40	町民税本人課税者（合計所得金額720万円以上）	166,000円

※各段階の年間保険料は、基準額（年額）に保険料率をかけ、100円未満を端数処理しています。

琴平町高齢者保健福祉計画・第9期琴平町介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月

編集・発行：琴平町 住民福祉課